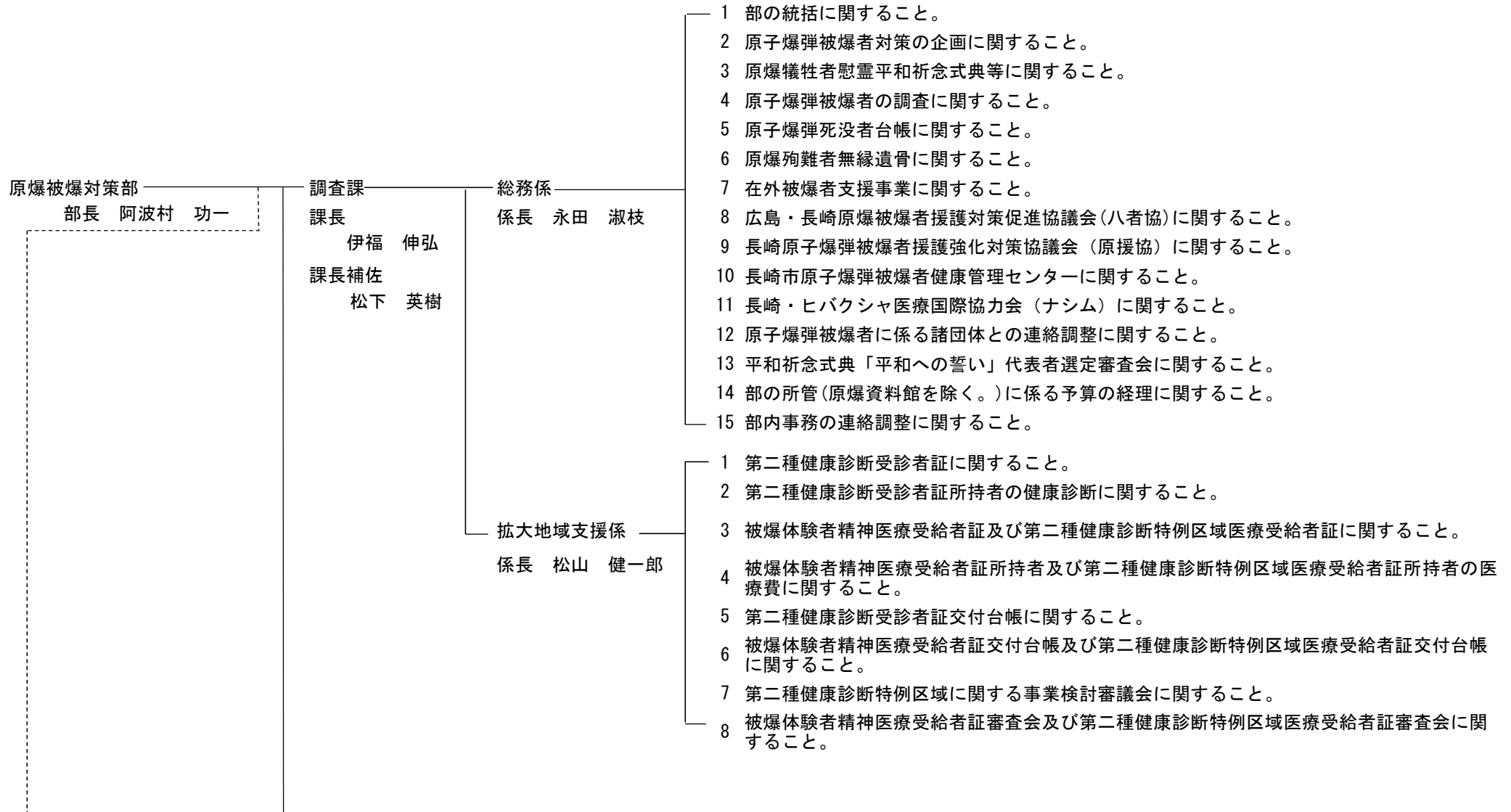


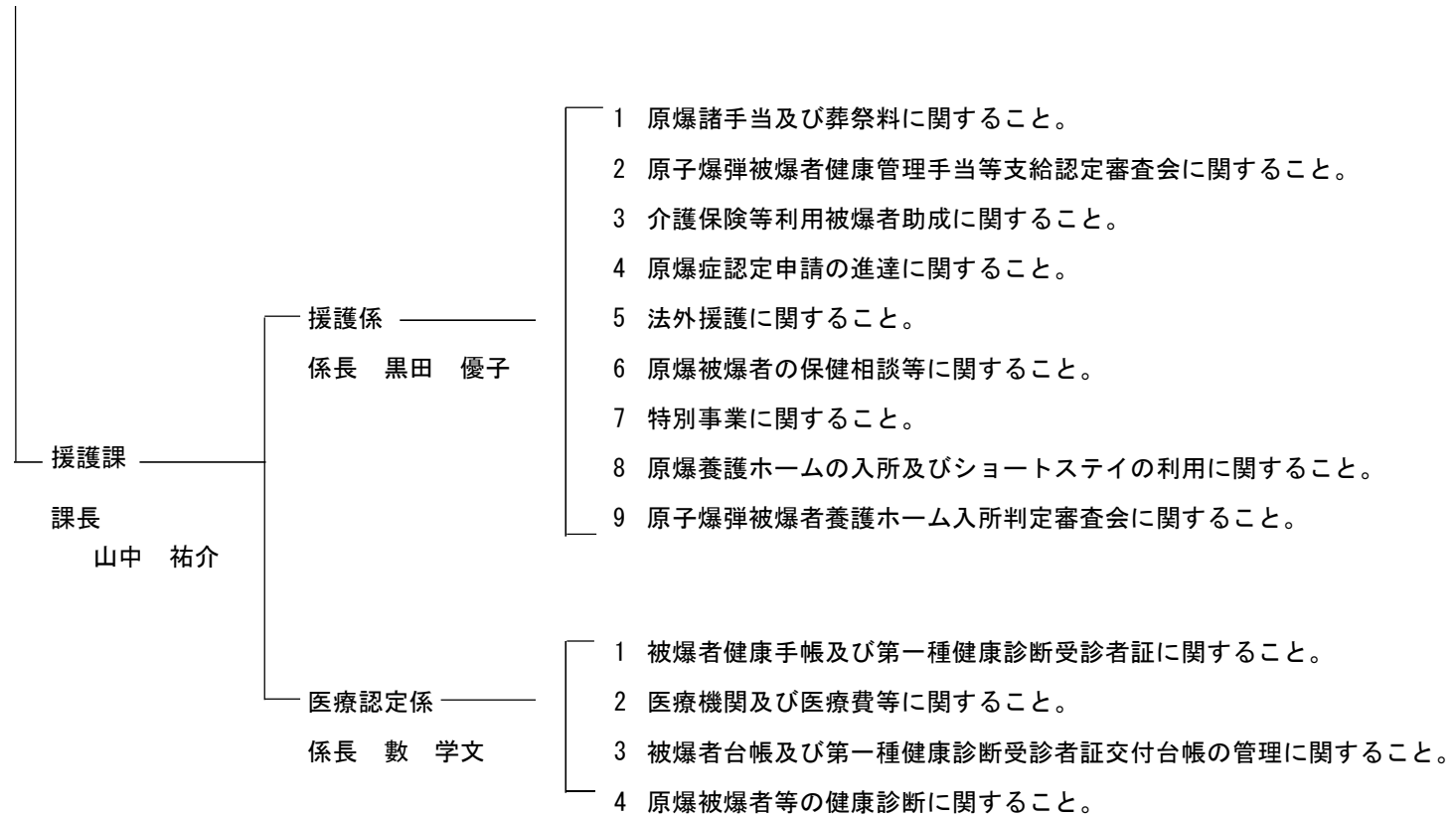
所管事項調査に関する資料

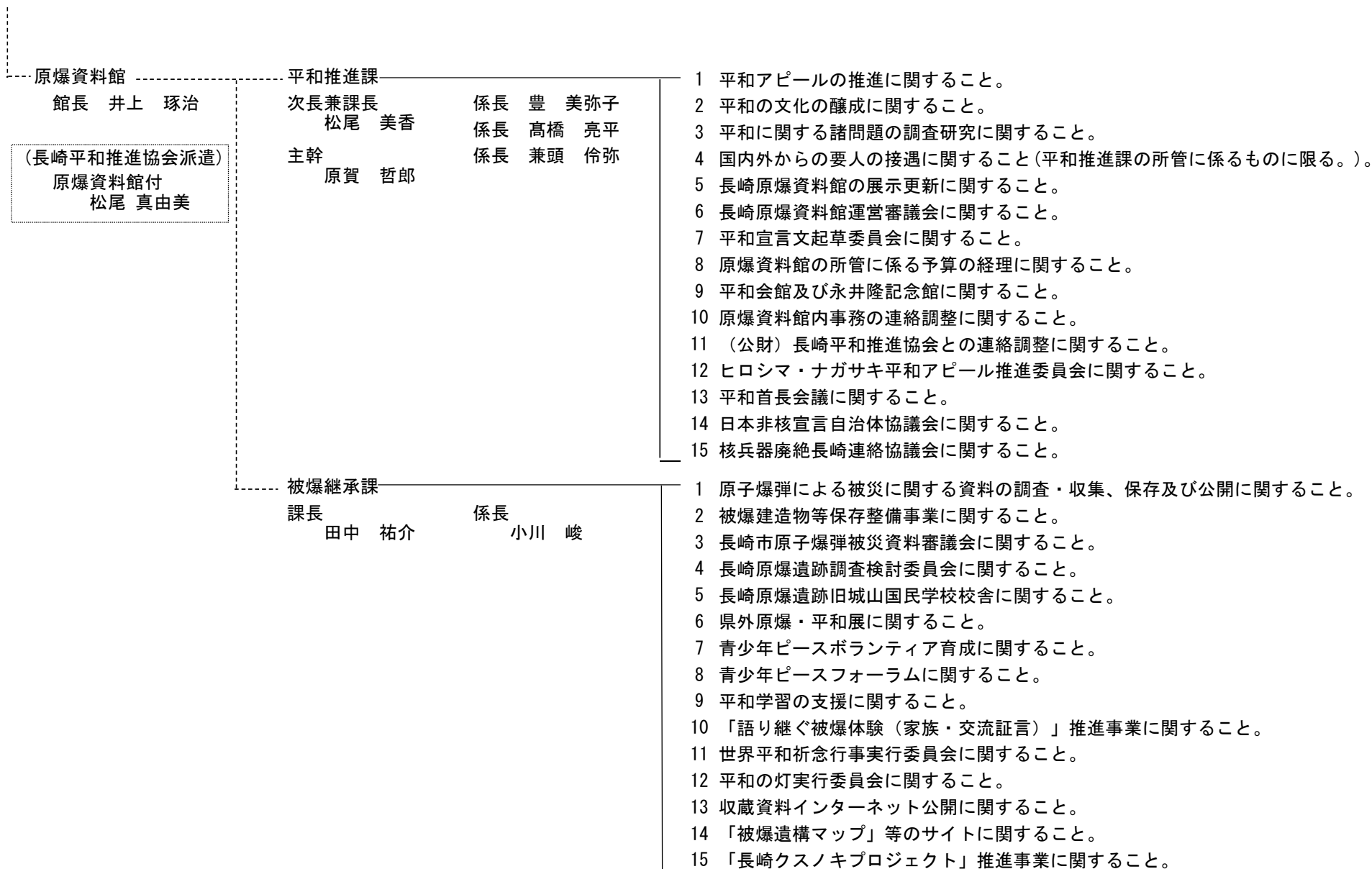
目次	ページ
1 機構及び事務分掌	2～ 4
2 職員数	5
3 事業の概要	
(1) 被爆者等の動向について	6～ 7
(2) 各種手当等について	8
(3) 原爆・平和関連施設の入館状況について	9
4 長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工請負業務に係る受託者の決定について	10～13
5 指定管理者制度の更新の方針について	
(1) 指定管理者制度導入施設一覧	14
(2) 非公募予定施設（長崎市永井隆記念館）	14～20
6 令和 6 年度指定管理者制度の状況について	別冊

原爆被爆対策部
令和 7 年 6 月

1 機構及び事務分掌







2 職員数

原爆被爆対策部

職員数 49人

(令和7年6月1日現在)

部・課等	補職等名	人数	部・課等	補職等名	人数
原爆被爆対策部	部長	1人	原 爆 資 料 館	館長	1人
調 査 課 13人	課長	1人	平和推進協会派遣	(課長級)	1人
	課長補佐	1人	平 和 推 進 課 13人	次長兼課長	1人
	係長	2人		主幹	1人
	主事	5人		係長	3人
	職員	4人		主任	1人
厚生労働省派遣		1人		専門官	1人
援 護 課 10人	課長	1人		主事	2人
	係長	2人		職員	4人
	専門官	2人	外 務 省 派 遣		1人
	主事	1人	被 爆 継 承 課 8人	課長	1人
	職員	3人		係長	1人
	再任用職員	1人		主任	1人
				主事	4人
				職員	1人

3 事業の概要

(1) 被爆者等の動向について

ア 被爆者数の推移

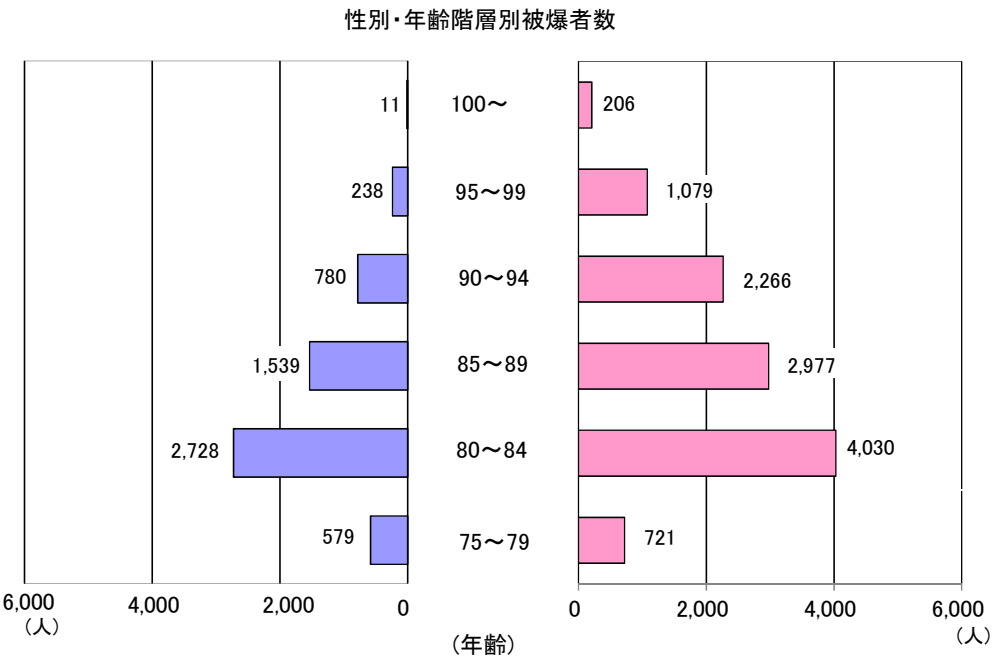
(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	被爆者 健康手帳 所持者数	増				減			増減 (a - b)
		新規	転入	切替等	計 a	死亡	転出	計 b	
R2	24,054	10	52	0	62	1,623	111	1,734	△ 1,672
R3	22,402	9	47	0	56	1,612	96	1,708	△ 1,652
R4	20,617	5	56	0	61	1,750	96	1,846	△ 1,785
R5	18,904	8	48	1	57	1,677	93	1,770	△ 1,713
R6	17,154	5	62	1	68	1,727	91	1,818	△ 1,750

イ 被爆者の状況

(令和7年3月31日現在)

	男性	計	女性
	5,875人 (34.2%)	17,154人	11,279人 (65.8%)
平均年齢	84.79歳	86.11歳	86.80歳



ウ 第一種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位:人)

年度	第一種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	異動※	計b	
R2	4	0	0	0	0	1	0	1	△ 1
R3	3	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
R4	3	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	3	0	1	1	0	0	1	1	0
R6	3	1	0	1	0	0	1	1	0

※「異動」欄は、第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳に切り替えた件数

エ 第二種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位:人)

年度	第二種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
R2	4,981	0	7	7	259	9	2	270	△ 263
R3	4,699	3	1	4	271	15	0	286	△ 282
R4	4,389	0	7	7	292	25	0	317	△ 310
R5	4,064	1	7	8	317	15	1	333	△ 325
R6	3,736	7	4	11	321	16	2	339	△ 328

※「その他」欄は、被爆者健康手帳取得等による返還の件数

オ 被爆体験者精神医療受給者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位:人)

年度	被爆体験者精神医療受給者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
R2	4,307	15	6	21	216	7	5	228	△ 207
R3	4,057	9	1	10	242	11	7	260	△ 250
R4	3,786	11	4	15	261	18	7	286	△ 271
R5	3,537	38	7	45	274	14	6	294	△ 249
R6	636	22	0	22	264	14	2645	2923	△ 2,901

※「その他」欄は、第二種健康診断特例区域医療受給者証取得等による返還の件数

カ 第二種健康診断特例区域医療受給者証交付者数

(各年度3月31日現在、単位:人)

年度	第二種健康診断特例区域医療受給者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
R6	2,876	2,903	2	2,905	28	1	0	29	2,876

※「その他」欄は、被爆者健康手帳取得等による返還の件数

(2) 各種手当等について

種 別	支 給 の 対 象 と な る 人	令和 7 年度 金 額	種 別	支給の対象となる人		令和 7 年度 金 額	
医 療 特 別 手 当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものであるという厚生労働大臣の認定を受けた人（認定被爆者）で、現在もその負傷又は疾病の状態にある人	月額 154,090 円	保 健 手 当	爆心地から 2 キロメートル以内で直接被爆した人及び被爆当時その人の胎児であった人	左に該当する人のうち、次（ア）又は（イ）に該当する人 （ア）省令で定める範囲の身体上の障害がある人 （イ）配偶者、子及び孫のいずれもいない 70 歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人	月額 37,900 円	
特 別 手 当	上記認定を受けた人で、現在は認定された負傷又は疾病の状態にない人	月額 56,900 円			上記（ア）、（イ）のいずれにも該当しない人	月額 19,000 円	
原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人	月額 53,030 円	介 護 手 当	省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を要する状態であって、かつ、実際に介護を受けている人	〔費用介護〕 費用を支出して介護を受けたとき （介護保険利用の場合の対象サービスは訪問介護・夜間対応型訪問介護・訪問型サービス（第 1 号訪問事業））	重 度	月額 109,770 円以内 〔下限額 24,190 円〕
健 康 管 理 手 当	次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 1. 造血機能障害 2. 肝臓機能障害 3. 細胞増殖機能障害 4. 内分泌腺機能障害 5. 脳血管障害 6. 循環器機能障害 7. 腎臓機能障害 8. 水晶体混濁による視機能障害 9. 呼吸器機能障害 10. 運動器機能障害 11. 潰瘍による消化器機能障害	月額 37,900 円				中 度	月額 73,170 円以内
						〔家族介護〕 重度障害で費用を支出しないで家族等に介護を受けているとき	月額 24,190 円
			葬 祭 料	被爆者が死亡したとき、その人の葬祭を主として行った人（死亡原因が交通事故、先天性疾病など原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合を除く）		219,000 円	

(3) 原爆・平和関連施設の入館状況について

ア 原爆資料館

(単位：人)

年度	展示室						ホール 図書室 平和学習室	合計
	有料			無料	小計	うち 修学旅行生		
	大人	小人	計					
R4	209,222	276,026	485,248	59,097	544,345	247,205	79,888	624,233
R5	363,299	259,672	622,971	59,973	682,944	217,144	75,809	758,753
R6	421,182	250,246	671,428	65,508	736,936	198,499	73,889	810,825

イ 永井隆記念館

(単位：人)

年度	展示室						図書室	合計	
	有料			無料					小計
	個人	団体	計	高校生以下	その他	計			
R4	5,312	700	6,012	83,842	5,687	89,529	95,541	5,984	101,525
R5	6,544	3,681	10,225	86,857	5,534	92,391	102,616	7,489	110,105
R6	6,989	4,407	11,396	86,835	6,038	92,873	104,269	7,204	111,473

ウ 被爆建造物等

(単位：人)

年度	長崎県防空本部跡 (立山防空壕)	三菱兵器住吉 トンネル工場跡	長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎	山里小学校 原爆資料室	合計
R4	13,907	2,292	23,720	52,967	92,886
R5	12,764	2,416	23,386	51,301	89,867
R6	13,678	2,292	24,323	49,790	90,083

4 長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工請負業務に係る受託者の決定について

(1) 事業概要

長崎市が令和5年度、令和6年度に策定した「長崎原爆資料館展示更新基本計画」及び「長崎原爆資料館展示更新基本設計」に基づいて、原爆資料館の展示更新に係る実施設計・制作施工を行うことを目的とする。

(2) 事業期間

契約締結日～令和9年3月

(3) 対象業務

ア 実施設計業務

- ・ 展示内容、演出方法・設備計画の確定
- ・ 意匠図（平面図・立面図・断面図）の検討
- ・ 展示種別細目の検討
- ・ 実施設計図等の作成
- ・ 展示設備・機器・備品・その他物品のリストの作成
- ・ 展示パース図の作成 など

イ 制作施工業務

- ・ 造作
- ・ グラフィック・サイン
- ・ 造形・模型・設備・展示装置
- ・ 映像・情報装置・コンテンツ
- ・ 演出照明・電気設備
- ・ 多言語翻訳 など

(4) 仕様書の特徴

- ・ 企業及び業務責任者の実績要件として、2015年4月以降に展示面積1,000㎡以上の博物館又は資料館の常設展示に関する実施設計及び制作施工について、元請けとして1回以上契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。
- ・ 一級建築士の資格を有するものを1名配置すること。
- ・ 施工現場の管理にあたっては、個人情報保護、労務管理、火器取締など必要な責任者を定め、管理体制を確立するものとする。

また、開館しながらの施工（執務並行改修）となるため、来館者の安全確保、夜間工事の場合の対応、期間中の来館者への配慮、工事手順の工夫、新旧入替時の配慮に特に留意すること。

- ・ 引き渡しまでの間、受注者は関係者に対し、成果品の操作等に関するマニュアルの作成や研修を行うものとする。

(5) 受託者の決定について

ア 受託者 株式会社 乃村工藝社（応募者数：1 者）

イ 特定審査委員会

（ア） 開催日 令和7年5月12日（月）

（イ） 委員構成

種 別	部 局	役 職	氏 名
委員長		原爆資料館長	井上 琢治
委員	原爆被爆対策部	被爆継承課長	田中 祐介
		平和推進課主事（学芸員）	高倉 大輔
	情報政策推進部	DX推進課長	太田 良雄
	建築部	建築課長	諸岡 憲明
	教育委員会教育総務部	生涯学習施設課長	吉田 栄作
	教育委員会学校教育部	学校教育課長	荒木 俊明

（ウ） 審査の方法

プロポーザルに関する公告、説明書、仕様書（案）に基づき提出された提案書の書類審査及びヒアリングによる審査。

(エ) 評価結果

	評 価 項 目	評価内容	配点	乃村工藝社
1	事業者の履行実績	同種業務実績	35 点	35 点
2	担当者評価	主任担当者の同種業務実績	70 点	56 点
3	実施方針評価	本業務の目的、内容の理解	70 点	62 点
4	実施体制評価	業務工程	70 点	54 点
		実施体制図	70 点	60 点
5	提案内容	(1) 全体概要・パース	70 点	56 点
		(2) デザインコンセプト・概要	70 点	54 点
		(3) 導入機材リスト・概要	70 点	48 点
		(4) 3つの象徴展示の見せ方のアイデア	70 点	56 点
		(5) デジタル技術の活用	70 点	54 点
		(6) 初来館者への配慮・学習機能の充実	70 点	52 点
		(7) 維持管理手法	70 点	52 点
		(8) 施工中の来館者への配慮	70 点	54 点
		(9) コスト管理、人手不足への対応	70 点	48 点
		(10) その他創意工夫	70 点	54 点
合 計			1015 点	795 点

〔受託候補者を評価した主なポイント〕

- ・ 同種業務実績を5件以上有しており、確実な履行が見込める。
- ・ 基本計画等に記載の基本理念や展示の目指す姿を理解したうえで、独自の切り口を踏まえた提案となっている。
- ・ 制作施工にあたっては、長崎に拠点を置く企業との連携を予定しており、迅速で細やかな対応が期待できる。

(6) 今後の想定スケジュール

受託者と仕様書及び契約内容を精査し、仮契約を締結したうえで、令和7年9月市議会定例会に契約議案を上程予定。
 なお、7月上旬頃に長崎原爆資料館運営審議会を開催し、その後、小委員会において展示内容の詳細について検討を行う。

年 月		会議区分	内 容
令和7年	4～5月		実施設計及び制作・施工請負業務に係るプロポーザルの実施
	6月	市議会定例会	所管事項調査（受託者の決定について）
	7月上旬	第1回 運営審議会	・会長選出 ・小委員会設置 ・基本設計懸案事項確認 など
	7～9月	小委員会（運営審議会内） ※必要に応じて開催	・核兵器をめぐる国際情勢 ・被爆医療や放射線 ・原爆投下に至る歴史 など
	9月	市議会定例会	実施設計及び制作施工請負業務に係る契約議案（議決後、本契約締結）
	10～11月	第2回 運営審議会	実施設計「中間報告」協議 など
	11～12月	市議会定例会	所管事項調査（実施設計「中間報告」について）
令和8年	1～2月	第3回 運営審議会	実施設計「最終案」協議 など
	2～3月	市議会定例会	所管事項調査（実施設計「最終案」について）
	3月下旬	第4回 運営審議会	実施設計の最終審議

※ 運営審議会（小委員会を含む）や市議会での議論を踏まえ、令和7年度中に実施設計を策定する。

5 指定管理者制度の更新の方針について

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠（条例）	現在の指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎原爆資料館 長崎市平和会館	長崎原爆資料館条例 長崎市都市公園条例	NBC Socia-Trustee 共同事業体	令和6年9月1日～ 令和12年3月31日	平和推進課
非公募	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター条例	公益財団法人 長崎原子爆弾被爆者対策協議会	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	調査課
	長崎市永井隆記念館	長崎市永井隆記念館条例	特定非営利活動法人 長崎如己の会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	平和推進課
	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎条例	城山小学校被爆校舎平和発信協議会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	被爆継承課

※長崎原爆資料館・長崎市平和会館は、長崎市歴史民俗資料館と併せて、上記の指定管理者を選定している。

(2) 非公募予定施設（長崎市永井隆記念館）

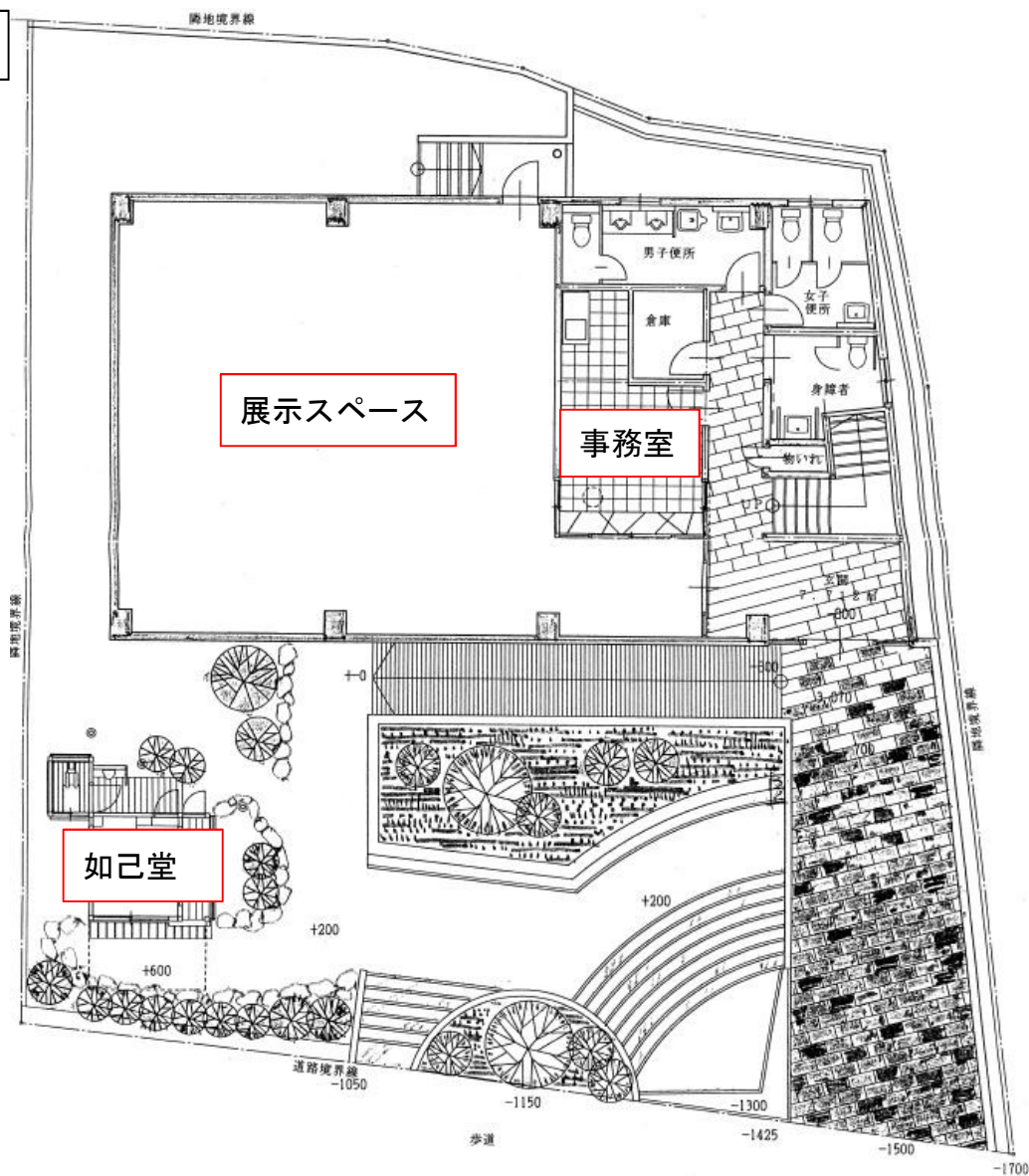
ア 施設の概要

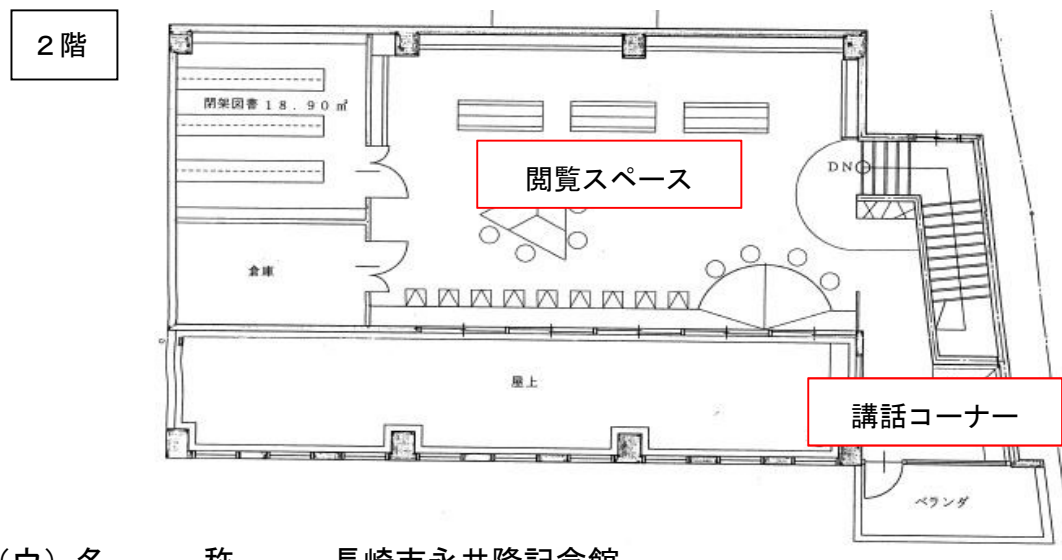
(ア) 位置図



(イ) 平面図

1 階





(ウ) 名 称 長崎市永井隆記念館

(エ) 所 在 地 長崎市上野町 22 番 6 号

(オ) 構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建

(カ) 設置年月日 平成 12 年 4 月

(キ) 設 置 目 的 長崎市名誉市民永井隆博士の遺徳を顕彰し、あわせて図書その他の資料を市民の利用に供するため。

(ク) 主な施設内容

延床面積		305.40 m ²
施 設 内 容	1 階	展示室、事務室、映像ソフト鑑賞コーナー
	2 階	図書室、閉架図書室、倉庫
付属施設		如己堂

(ケ) 開館時間の承認の基準 午前 9 時から午後 5 時

(コ) 休館日の承認の基準 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

(サ) 利用料金

区分	観覧料	
	個人	団体 (15 人以上)
一般 (15 歳以上)	100 円	1 人につき 80 円

※小中高生は無料

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(単位: 人)

年度	導入前 (平成 27 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 人 数	142, 774	※ 72, 096	101, 525	110, 105	111, 473
うち有料	15, 088	2, 431	6, 012	10, 225	11, 396
うち無料	127, 686	69, 665	95, 513	99, 880	100, 077

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の期間を臨時休館
令和 3 年度: 104 日間 (4/28~6/7、8/10~9/12、1/23~2/20)

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(単位：千円)

年度	導入前 (平成 27 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
金額	8, 848	12, 164	12, 164	11, 852	11, 502

(ウ) 利用料金収入

(単位：千円)

年度	導入前 (平成 27 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
金額	1, 414	239	581	942	1, 044

(エ) 主なサービス向上策

常設展示の他に、館内で「長崎の鐘」や「父と子と“戦争”と」等をテーマとした夏期特別展を毎年開催し、永井博士の愛と平和の精神を利用者に伝えた。また、原爆資料館においても永井博士が残した平和希求の精神を伝えることばに焦点を当てた春期特別展を令和 4 年度以降毎年開催し、原爆資料館の利用者に永井博士の功績を伝えた。

(オ) 評価

永井博士の愛と平和の精神を広く、分かりやすく伝えており、利用者の満足度が高いサービスを提供できる環境づくりがなされている。また、永井隆記念館のみならず、原爆資料館においても特別展を開催し、利用者以外にも永井博士の功績を発信している。

利用者へのアンケートにおいても、「展示が分かりやすかった」「永井博士のメッセージに感動した」など肯定的な意見が多く寄せられている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 特定非営利活動法人 長崎如己の会（理事長 朝長 万左男）

(イ) 現在の指定期間 令和３年４月１日から令和８年３月３１日（５年間）

(ウ) 次期指定期間 令和８年４月１日から令和１３年３月３１日（５年間）

(エ) 選 定 方 法 非公募
(非公募の理由)

長崎如己の会は「永井博士の平和を希求する精神を継承し、広く世界平和に貢献していくこと」を目的として設置されており、永井博士の遺徳を顕彰する同施設の設置目的と趣旨が合致することや、永井隆博士に関する専門的知識の蓄積もあり、当該団体が効果的に施設の管理運営を行うことができる。

(オ) 利 用 料 金 制 適用

エ 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和7年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和7年8月		・特定団体に仕様書等を提示
令和7年9月		・特定団体から指定に必要な書類を受領
		・特定団体の決定
令和7年11～12月	11月議会	指定管理者の指定
		・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査